

忠産振第 679 号

令和 8 年 4 月 1 日

大 阪 府 知 事 様

忠岡町長 是枝 綾子



大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見について（回答）

令和 8 年 3 月 26 日付け、貴発商業第 1780 号で照会のありました標記の件につきまして
は、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：J A ファーマーズ忠岡
所在地：泉北郡忠岡町北出二丁目 74 番地ほか
- 2 意見及びその理由
特になし

【連絡先】

忠岡町産業住民部 産業振興課

担当：久保田

TEL：0725-22-1122（内線 382）

FAX：0725-32-7805

e-mail:tadaokasangyou@town-tadaoka.jp

